

石狩市証明等手数料条例の一部改正

(1) 背景

現在、国において令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指し取り組んでいるマイナンバーカードについて、更なる普及促進を図るため、多くの住民にカードの利便性やメリットを実感していただく取組が必要です。

(2) 改正の趣旨

コンビニ交付サービスによる各種証明発行手数料を窓口の場合と比べて減額することにより、マイナンバーカードのさらなる普及促進につなげます。

新たな手数料については、住民の積極的なコンビニ交付の利用につなげることで、また、より利用しやすい環境づくりという目的から100円とします。

なお、手数料の変更については、令和6年3月までの時限措置とします。

(3) 石狩市証明等手数料（案）

(改正前)

証明書の種類	単位	窓口交付及びコンビニ交付での手数料
住民票の写し	1通につき	350円
印鑑登録証明書	1通につき	350円
戸籍全部（個人） 事項証明書（戸籍謄抄本）	1通につき	450円
戸籍の附票の写し	1通につき	350円
所得・課税証明書	1通につき	350円
納税証明書	1通につき	350円

(改正後)

証明書の種類	単位	コンビニ交付での 手数料	窓口交付での 手数料
住民票の写し	1通につき	100円	350円
印鑑登録証明書	1通につき	100円	350円
戸籍全部（個人） 事項証明書（戸籍謄抄本）	1通につき	100円	450円
戸籍の附票の写し	1通につき	100円	350円
所得・課税証明書	1通につき	100円	350円
納税証明書	1通につき	100円	350円